

与謝野町建築物耐震改修促進計画

平成30年3月
与 謝 野 町

目 次

はじめに

(1)「与謝野町建築物耐震改修促進計画」の位置づけ	1
(2)住宅・建築物の耐震化の必要性	1
(3)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について	2

1 建築物の耐震化促進に関する現状と目標

(1) 与謝野町の地震災害履歴	3
(2) 想定される地震の規模と被害状況	3
1) 想定される地震規模	3
2) 想定される被害の状況	5
(3) 耐震化の現状	6
1) 住宅の耐震化の現状	6
2) 町有建築物の耐震化の現状	7
(4) 耐震化の目標設定	8
1) 住宅の耐震化の目標	8
2) 町有建築物の耐震化の目標	8
(5) 耐震化施策の現状と実績	8
1) 与謝野町木造住宅耐震診断士派遣事業	8
2) 与謝野町木造住宅耐震改修等事業	8

3 建築物の耐震化を進めるための取組

(1) 耐震化促進に向けた基本的な取組方針	9
(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	9
1) 与謝野町木造住宅耐震診断士派遣事業	9
2) 与謝野町木造住宅耐震改修等事業	9
(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組	10
(4) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組	10
1) 地震ハザードマップの活用	10
2) 普及・啓発活動の開催について	10

3) 相談体制の整備及び情報提供の充実	10
4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	10
5) 自治会等との連携	10
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	11
1) エレベーターの地震防災対策の推進	11
2) 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策	11
3) ブロック塀の安全対策	11

4 その他耐震化の促進に必要な事項

(1) 国・府等との連携	12
(2) 計画の推進体制	12

はじめに

(1)「与謝野町建築物耐震改修促進計画」の位置づけ

本計画は、平成20年3月に策定したものを、平成25年度の耐震改修促進法の改定、平成29年2月の京都府建築物耐震改修促進計画の改定を受け、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号<平成25年最終改正>。以下「基本方針」という。)に基づき改定するもので、与謝野町内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めるものです。

また本計画期間は、国の基本方針や京都府建築物耐震改修促進計画を踏まえ、平成37年度末までとし、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

(2) 住宅・建築物の耐震化の必要性

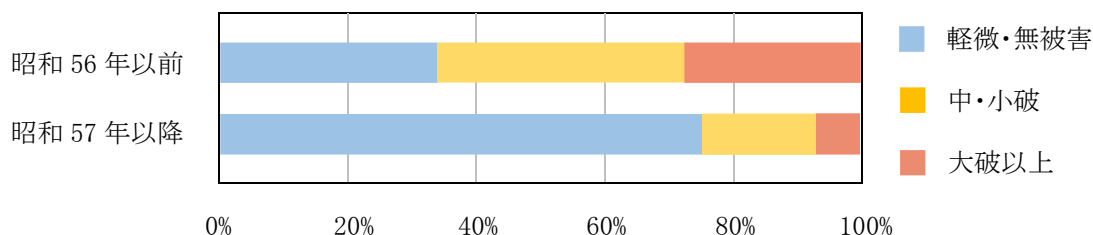
平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数の約9割は、住宅・建築物等の倒壊による圧迫死であったと言われています。そして、この時に大きな被害を受けた住宅・建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合していない住宅・建築物でした。

阪神・淡路大震災の被災直後の死亡者の死因

死因	死者数(人)
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502

(平成7年警察白書)

建築時期による被害状況



(「平成7年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告 建設省」より)

近年、我が国では新潟県中越沖地震、能登半島地震などの大地震が頻発しており、平成 23 年には東日本大震災が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに、東海地震、南海・東南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されています。

与謝野町でも、町の北部を山田断層帯が横切り、周辺にも郷村断層をはじめ複数の活断層が存在しており、過去には北丹後地震で大きな地震被害を受けてきました。

国の中央防災会議では、今後、地震による死者数及び経済被害額を減らすためには、建築物の耐震改修に、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられており、今後地震による死者数及び経済被害額を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

(3)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について

平成 7 年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて耐震改修促進法が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を踏まえ、平成 17 年にその一部が改正されました。

平成 23 年には東日本大震災が発生し、社会資本整備審議会による答申に基づき、平成 25 年に再び改正されました。

平成 25 年耐震改修促進法改正の概要

ア 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表

イ 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設

ウ 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例措置の創設

エ 耐震性に係る表示制度の創設

オ 区分所有建築物(マンション等)の耐震改修に係る認定制度の創設 等

1 建築物の耐震化促進に関する現状と目標

(1) 与謝野町の地震災害履歴

昭和2年に丹後半島を震源とするマグニチュード7.3の北丹後地震が発生し、丹後地域全体で死者2,925人、全壊家屋5,149戸の被害を出し、また火災が多く発生し6,459戸が全焼しました。

与謝野町内では、人的被害としては死亡(行方不明を含む)が561人、重傷者が394人、軽傷者589人でした。このうち山田断層帯に沿う野田川地域での被害が甚大で、死者(行方不明を含む)は438人でした。また、家屋の被害については、野田川地域の家屋の多くが全半壊又は焼失した他、加悦地域及び岩滝地域においても全壊1,375戸、半壊1,284戸、焼失77戸という被害を受けました。

北丹後地震による被害

地域名	建物被害 (戸)			人的被害 (人)		
	焼失	全壊	半壊	死亡 (行方不明含む)	重傷	軽傷
加悦地域	34	772	894	25	20	37
岩滝地域	43	603	390	98	85	76
野田川地域	多数	多数	多数	438	289	476
合計	*(77)	*(1,375)	*(1,284)	561	394	589

* ()内は野田川地域を除く合計

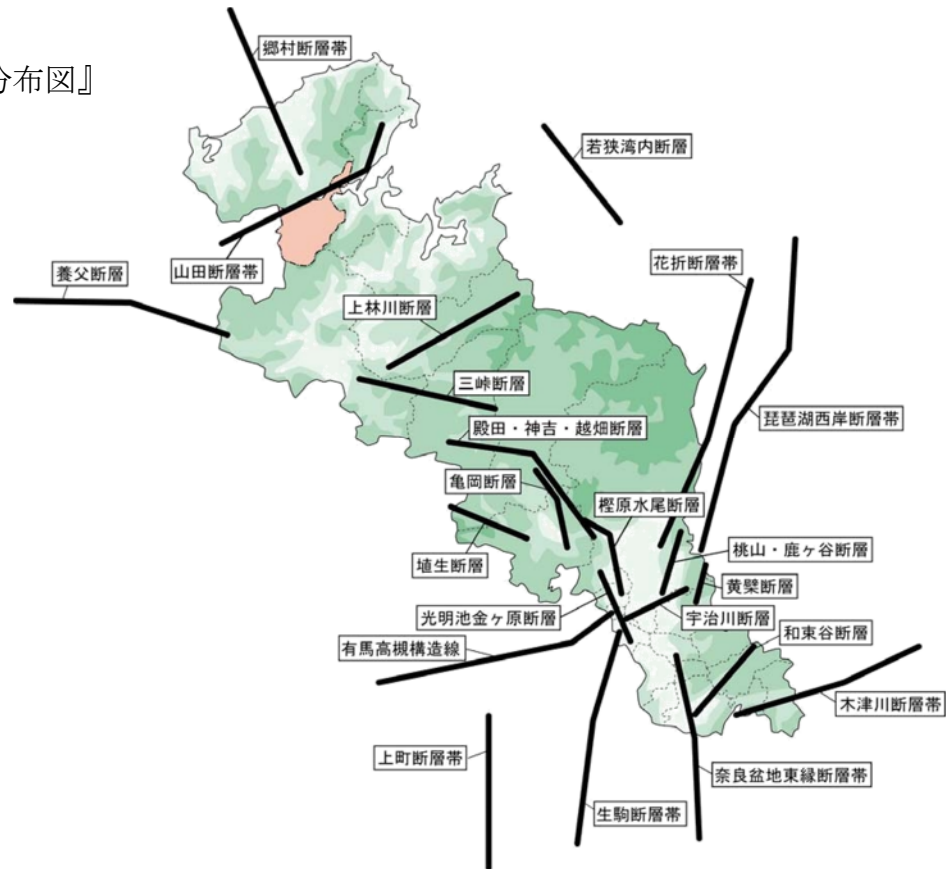
(出典: 与謝野町地域防災計画)

(2) 想定される地震の規模と被害状況

1) 想定される地震規模

京都府が平成20年に取りまとめた「京都府地震被害想定調査」によると、与謝野町域とその周辺に分布する断層のうち、殿田・神吉・越畑、三峠、上林川、若狭湾内、山田、郷村、琵琶湖西岸、養父の各断層を震源とする地震が発生した場合、町域内に震度5弱以上の地震動が発生することが想定されています。特に周辺の郷村断層と、町内北部を横切っている山田断層については、町内の平野部において震度7以上、周辺の養父断層については震度6強以上の地震動が発生することが想定されています。

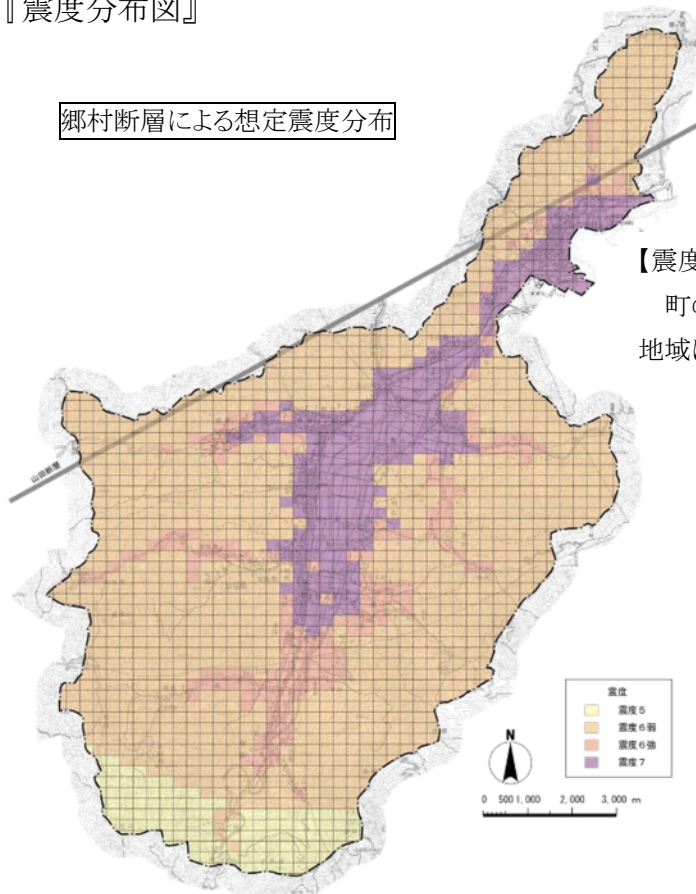
『断層分布図』



(出典:京都府地震被害想定調査結果)

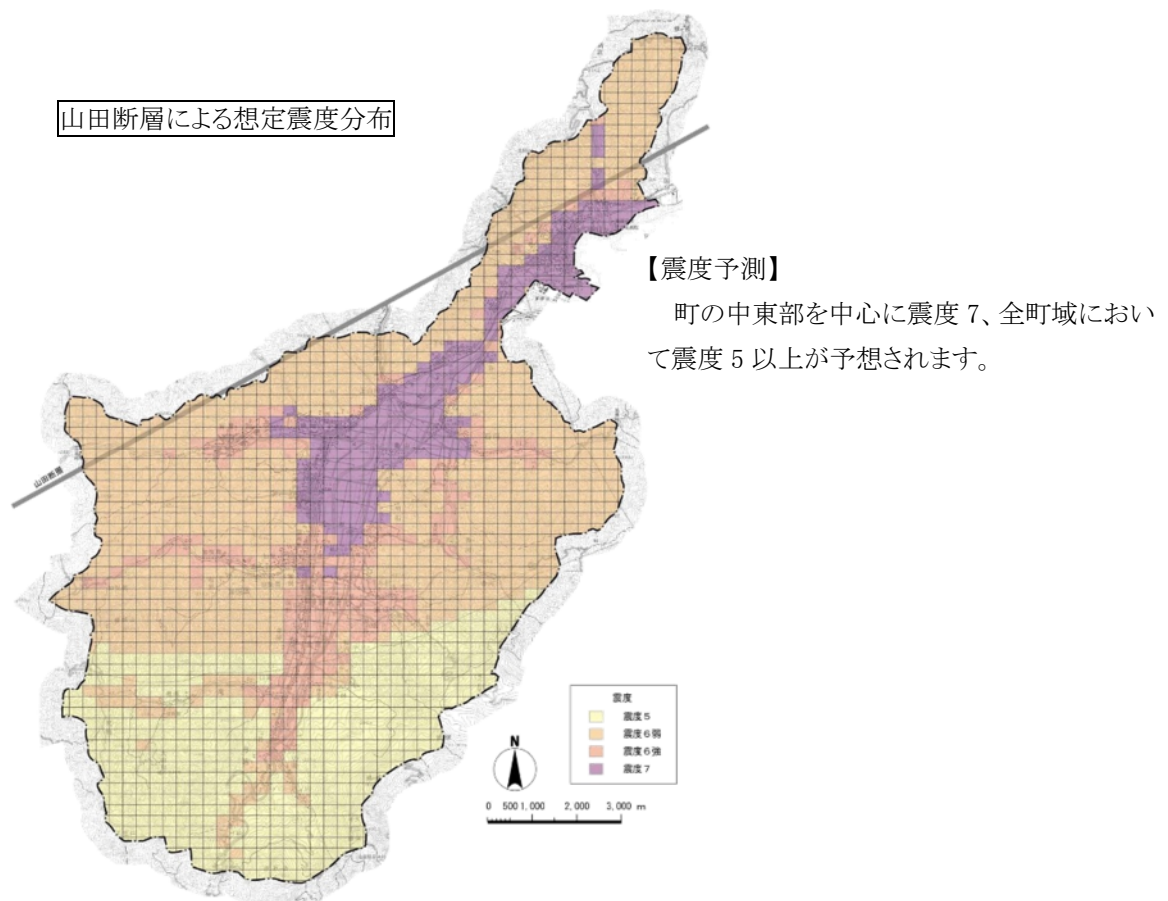
『震度分布図』

郷村断層による想定震度分布



【震度予測】

町の中央部を中心に震度 7、町のほとんどの地域において、震度 6 弱以上が予想されます。



2) 想定される被害状況

「京都府地震被害想定調査」によると、最も家屋被害が大きい郷村断層地震で、与謝野町では12,900棟の家屋が全壊し、半壊を含めると18,300棟の家屋が被害を受け、150～490人の死者が出ると想定されています。また、次に被害が大きい山田断層地震では、12,400棟の家屋が全壊し、半壊を含めると17,900棟の家屋が被害を受け、160～510人の死者が出ると想定されています。

主要な活断層で発生する地震の被害想定(与謝野町内)

活断層	建物被害(棟)				人的被害(人)		
	建物全壊	建物半壊	出火建物	焼失建物	死者数	避難者数(短期)	避難者数(長期)
郷 村	12,900	5,400	50	1,870～2,920	150～490	20,000	13,000
山 田	12,400	5,500	60	1,880～2,960	160～510	19,600	12,700
養 父	2,730	5,500	20	680～1,050	20～120	9,000	5,800
三 峠	920	3,120	0	160～250	0～30	4,570	2,860
上 林 川	660	2,600	0	60～100	0～20	3,640	2,320

(出典: 京都府地震被害想定調査結果)

(3) 耐震化の状況

1) 住宅の耐震化の現状

平成 25 年の「住宅・土地統計調査」(総務省統計局)によると、町の住宅総数は 8,570 戸となっており、このうち耐震性のある住宅数は 5,045 戸、耐震性のない住宅数は 3,525 戸であり、住宅の耐震化率は約 58.9%と推計され、京都府全体の 81%、国の 82%と比べ低い状況となっています。

与謝野町の住宅の耐震化の現状

		住宅総数		耐震性あり		耐震性なし		耐震化率
住宅全体	昭和 56 年以降	8,570	4,288	5,045	4,288	3,525	—	58.9%
	昭和 55 年以前		4,282		757		3,525	
木造住宅	昭和 56 年以降	7,268	3,118	3,758	3,118	3,510	—	51.7%
	昭和 55 年以前		4,150		640		3,510	
その他の住宅	昭和 56 年以降	1,302	1,170	1,287	1,170	15	—	98.9%
	昭和 55 年以前		132		117		15	

2) 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物(非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)は、平成29年12月末時点で175棟あり、うち約41.7%の73棟が昭和56年5月以前の建物となっており、その耐震化状況は以下のとおりで、耐震化率は約81.7%となっています。

施設区分別に見ると、庁舎や学校体育館等の「地震時に防災活動拠点となる建築物」が約96.3%、小中学校校舎や社会福祉施設等の「災害時の要配慮者が利用する建築物」が約100%と高い水準であり、一方、集会所等の「不特定多数のものが利用する建築物」は約51.4%と低い水準に止まっています。

町有建築物の耐震化の現状(平成29年12月末現在)

施設区分		総数 (棟)	S56 年 5 月以前						S56 年 6 月以降 (棟)	耐震 化率
			耐震 診断済 (棟)					未診断 (棟)		
				うち 耐震性 なし	うち 耐震性 あり	診断結果 補強不要	補強済			
地震時に防 災拠点となる 建築物	庁舎、消防、 集会所、 学校体育館 等	53	13	0	13	3	10	1	39	98.1
災害時の要 配慮者が利用する建築物	幼稚園、 小中学校、 児童福祉施設、社会福祉 施設等	34	25	0	25	9	16	0	9	100.0
不特定多数 のものが利用 する建築物	集会所、 運動施設等	38	2	1	1	0	1	18	18	50.0
その他	事務所、 町営住宅等	50	2	0	2	1	1	12	36	76.0
合計		175	42	1	41	13	28	31	102	81.7

※非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物を対象としている。

※地震時の避難場所に指定されている集会所は「地震時に防災活動拠点となる建築物」に、その他の集会所は「不特定多数のものが利用する建築物」に分類している。

(4) 耐震化の目標設定

1) 住宅の耐震化の目標

町民の生命を守ることを最優先とし地震の被害を半減させるため、耐震改修に係る国の基本方針及び京都府の促進計画を踏まえて、本町においては京都府の目標である「耐震化率 95%」、「耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を施された住宅(減災化住宅)率 97%」に近づくよう耐震化に関する取り組みを進めます。

2) 町有建築物の耐震化の目標

町有建築物については、不特定多数のものが利用すると共に、防災拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、早急に耐震化を図ります。

(5) 耐震化施策の現状と実績

1) 与謝野町木造住宅耐震診断士派遣事業

耐震診断事業の実績 (件)

H17 旧加悦町	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
25	30	15	15	6	5	12	8	6	12	2	5	10	151

2) 与謝野町木造住宅耐震改修等事業

耐震改修等事業の実績 (件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
耐震改修	1	0	2	3	1	3	0	1	1	12
簡易改修	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
耐震シェルター	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0

2 建築物の耐震化を進めるための取組

(1) 耐震化促進に向けた基本的な取組方針

耐震改修促進法では、国民に建築物の安全性を確保する努力義務があることを位置づけています。

住宅・建築物の耐震化の主体は、所有者等であるという基本認識に基づき、耐震化に関する普及・啓発活動や、耐震化を支える環境整備等に力点を置き、当事者である所有者等が自発的・主体的に耐震化を進められるような取組を促進します。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1) 住宅の耐震化の支援策

① 重点的に整備を図る地区

「京都府地震被害想定調査」によると、与謝野町域に大きな被害をもたらすことが想定される郷村断層地震や山田断層地震では、町内の市街地が形成されている平地部のほぼ全域で震度 6 強以上、またその周辺の丘陵部のほとんどで震度 6 弱の地震動が発生することが予想されており、耐震性の低い住宅が、倒壊等大きな被害を受ける可能性があります。そこで与謝野町においては、このような震度 6 弱以上の地震動が発生することが予想されている地域について、重点的に住宅の耐震化の促進を図るべき区域と位置づけ、耐震化の支援を図ります。

② 耐震診断の支援策

木造住宅の耐震診断を促進するため、現在実施している「与謝野町木造住宅耐震診断士派遣事業」のさらなる活用を進めます。

③ 耐震改修の支援策

木造住宅の耐震改修を促進するため、現在実施している「与謝野町木造住宅耐震改修等助成事業」のさらなる活用を進め耐震改修の支援を図ることとし、工事に係る費用、住宅の構造や形態等により耐震化を図ることが困難な住宅においても、地震時に命を守ることを最優先とする地震に対する安全性を向上させる取り組みとして、耐震シェルター等を設置する支援を行います。

2) 特定建築物の耐震化の支援策

緊急性や公益性が高い住宅等の特定建築物について、耐震診断及び耐震改修に対する情報提供等の支援を行います。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組

町民が安心して耐震診断等の依頼ができるよう、京都府木造住宅耐震診断士として登録された診断士の活用を図ります。

また、ホームページを活用するなど情報発信を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に取り組んでいきます。

(4) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

1) 地震ハザードマップの活用

予想される被害の区域や程度等を地図上に示された「地震ハザードマップ」を活用し、町民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発に努めます。

2) 普及・啓発活動の開催について

地震被害に対する防災意識や耐震化の重要性の啓発、耐震診断及び耐震改修の普及等を目的としたイベントを、京都府、建築関連団体、地元高等学校等と協力して引き続き開催し、普及啓発活動を推進します。

3) 相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅に関する相談窓口により、町民が耐震改修・リフォームに関する様々な相談を気軽にこなったり、情報を入手できるような体制の充実に努めます。

4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、住宅設備のリフォームやバリアフリーなど他の目的の改修の機会に併せて実施することで、コストや手間を軽減できることを周知し、それらのリフォームに併せた耐震診断、改修が促進されるよう努めます。また、リフォーム事業者に対して、耐震改修の支援制度についての情報提供等を進めます。

5) 自治会等との連携

消防署や警察署、福祉・医療部局等との連携により、自主防災組織等による防災訓練を実施する際に、防災に関する情報提供と意識啓発に努めます。また、建物の耐震化の進め方や、家具の転倒防止策など地震の際の安全対策などの情報提供と意識啓発に取り組みます。

(5)地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1)エレベーターの地震防災対策の推進

「エレベーターの地震防災対策の推進について」(社会資本整備審議会建築分科会・平成 18 年 4 月)で報告された地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策が早急に行われるように、業界団体や建築物所有者・管理者等へ注意をうながしたり意識啓発を進めます。

2)屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

屋外広告物については、適切な設計・施工や維持管理について業界団体や建築物所有者・管理者等へ注意をうながす等、意識啓発を進めます。また窓ガラス、外壁等の落下防止対策についても、飛散防止フィルムの貼付や窓や外壁の改修工事等の対策の普及啓発を行います。さらに、不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井等は、災害時の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行います。

3)ブロック塀の安全対策

住宅地の敷地境界に設置されたブロック塀が地震時に倒壊すると、人命を損なったり、避難の障害になる恐れがあります。そこで、地域の自治会や自主防災組織等と連携を図り、地域住民が避難時に利用する道路等の沿道のブロック塀の安全点検の取組を進めます。

3 その他耐震化の促進に必要な事項

(1) 国・府等との連携

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、平成 28 年度に京都府が策定した「京都府建築物耐震改修促進計画」との整合性に配慮して、当計画を進めます。

(2) 計画の推進体制

京都府及び関係団体等で組織される「京都府耐震改修促進協議会」を活用し、各関係団体と連携して、耐震化促進に向けた広報、意識啓発活動等を実施していきます。